

## 「計量証明事業の信頼性の担保」に関する意見について

平成 19 年 2 月 2 日

(財) 日本品質保証機構

資料 2 : 「計量証明事業の信頼性の担保」に関する件について、気になる点、意見等を下記に示します。

## 1. 環境計量全般について

環境部門の濃度に係る計量の外注先で、モラルの低下が散見される点については、価格の低下による採算割れでも落札せざるを得ない状況があり、精度管理等に十分に対応してられない事態が起こっているのではないのでしょうか。解決策としては、以下に示します、登録（又は認定）制度の運用等の充実が必要かと思えます。

## 2. 資料 2. 1. (3) について

- ① サンプルングによるクロスチェックによる計量の品質を確認する方法も 1 つの手段ではありますが、この場合どこまで許容差を持たせるか、クロスチェックの試料の均質性はどうするのか、比較試験機関を計量証明事業者だけの基準で選ぶのがよいのか（レベルの問題）、等の検討をする場が必要と思えます。
- ② 地方公共団体の立入検査は重要だと思います。ただ、専門家をどうするかについては、環境省が環境 G メーンのような制度を作り、対応している事例があります。このように専門家を登録し、活用できるように考えてはどうでしょうか。
- ③ 「委託先である計量証明事業者に信頼に足る計量を行わせることは、基本的には発注者の責務であり、…」については、計量証明事業者（特定計量証明事業者も含む）の登録（又は認定）制度があり、その登録業者から発注先を選ぶ場合に、発注者に責任があるということですが、その制度が完全であれば、レベルや、モラルの低下は許されないのではないのでしょうか。制度が完全に運用されていないということも原因の一つかも知れません。

## 3. 資料 2. 3. (3)

技能試験については、3. (3) の後段の括弧内に記述されているような問題点があります。よって、即、処罰ではなく教育指導的な手段の後に、再発が見られる場合には処罰をするというような段階を踏んでみてはどうでしょうか。(MLAP では、教育訓練を行う制度になっているが、機能していないようですが。)

以上